

各種給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々に対し、以下の給付金を給付しています。申請が必要な給付金もありますので、受給漏れが無いかご確認ください。

1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 給付額：1世帯当たり 10万円
- 対象：世帯全員が住民税均等割非課税（令和3年度分）など
- 申請期限：状況により期限が違い、最短で4月13日までの方がいます。
- 手続方法：以下のいずれかの方法となります。
 - ①対象者として可能性が高い方には、「確認書」を送付しており、要件に該当する方は、期日までに返送が必要です。
 - ②令和3年1月1日以降に転入した方や未申告のため、町で課税状況がわからない方には現時点で案内しておりません。
非課税の方は役場窓口で申請が可能です。

2. 子育て世帯への臨時特別給付金

- 給付額：児童1人当たり 一律10万円
- 対象：0～18歳まで（新生児から高校生年代まで）
※平成15年4月2日生～令和4年3月31日生
- 申請期限：令和4年2月28日まで
※期限以降に生まれた新生児は随時受け付け
- 手続方法：以下のいずれかの方法となります。
 - ①令和3年10月児童手当受給者の方は手続き不要です。
 - ②高校生のみ又は新生児を養育している方は申請が必要です。
 - ③公務員の方は申請が必要です。※町外居住の児童を養育している方はお問い合わせください。

3. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変）

- 給付額：1世帯当たり 10万円
- 対象：令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し「住民税非課税相当」となった世帯
- 申請期限：令和4年9月30日まで
- 方法：申請手続きが必要ですので、まずは役場窓口にお問い合わせください。

4. 子育て世帯生活支援特別給付金

- 給付額：児童1人当たり 一律5万円
- 対象：以下の両方に該当する方
 - ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等
 - ②住民税均等割非課税の方または令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し「住民税非課税相当」となった世帯
- 申請期限：令和4年2月28日まで
- 方法：以下のいずれかの方法となります。
 - ①令和3年4月児童手当や特別児童扶養手当を受給している方は手続き不要です。
 - ②高校生のみ養育している方や収入が減少した方は申請が必要です。

不明な点等がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

新冠町役場 町民生活課（1階 2番窓口）

電話：0146-47-2112

受付時間：平日8:30～17:15